

防衛医科大学校達第3号

薬事委員会規則を次のように定める。

昭和59年6月28日

防衛医科大学校長 加納保之

薬事委員会規則

改正 平成8年4月11日達第4号
平成12年8月29日達第7号
平成18年3月31日達第3号
平成23年12月27日達第5号
平成28年3月29日達第7号
平成28年9月29日達第16号
平成29年3月30日達第3号
平成30年3月29日達第2号
令和5年6月30日達第3号

(設置)

第1条 防衛医科大学校病院（以下「病院」という。）における薬事の適正、かつ、効率的な運営を図るため、防衛医科大学校病院長（以下「病院長」という。）の諮問機関として薬事委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副院長（医療安全担当）
 - (2) 教授（副院長（医療安全担当）及び薬理学講座の教授を除く。）のうちから病院長の指名する者5名
 - (3) 薬理学講座の教授
 - (4) 薬剤部長
 - (5) 事務部病院企画調整官
- 2 委員会に委員長を置き、副院長をもって充てる。
 - 3 委員長は、委員会を主宰する。
 - 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ病院長の指名した委員がその職務を代行する。
 - 5 第1項第2号の委員に事故があるとき、又は委員が欠けたときは、当該委員が所属するところの教官で、あらかじめ病院長の指名した者がその職務を代

行する。

- 6 薬理学講座の教授に事故があるとき、又は薬理学講座の教授が欠けたときは、当該講座の教官で、あらかじめ当該教授の指名した者がその職務を代行する。
- 7 薬剤部長に事故があるとき、又は薬剤部長が欠けたときは、薬剤部副部長が委員の職務を代行する。
- 8 事務部病院企画調整官に事故があるとき、又は事務部病院企画調整官が欠けたときは、事務部長に委員の職務を取り扱わせることとする。

(委員の任期)

第3条 前条第1項第2号に掲げる委員の任期は2年とし、引続き委員の再任はできない。

- 2 前項の委員は、1年ごとに2名又は3名を改めて指名する。
- 3 第1項の委員に欠員が生じた場合、その補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 新規に常用医薬品として使用する医薬品の適否に関すること。
- (2) 常用医薬品集の編集及び改訂に関すること。
- (3) 在庫医薬品の効率的使用に関すること。
- (4) 製造販売後調査(使用成績調査及び特定使用成績調査)の実施の適否の実施に関すること。
- (5) その他薬事に関すること。

(会議)

第5条 委員会は、毎月1回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合には、臨時に開催することができる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を審議することができない。

(記録)

第6条 委員会の記録は、薬剤部が行い、整理保管する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、薬剤部において行う。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員

長が委員会に諮つて定める。

- 2 この規則に定めるもののほか、第4条第4号に係る事項は別に定める。

附 則

- 1 この達は、昭和59年7月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際教官をもつて充てる病院の部長のうちから病院長の指名する者4名の委員のうち2名は、第3条第1項の規定にかかわらずその任期を1年とする。
- 3 薬事委員会規則（昭和52年防衛医科大学校達第16号）は、廃止する。

附 則

この達は、平成8年4月11日から施行する。

附 則

この達は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和5年7月1日から施行する。